

生食用食肉の表示

24

生食用食肉については、厚生労働省によりその加工基準が定められ
(平成24年10月)消費者庁により食品表示基準が示されています。

包装された食肉の表示

○包装された食肉(個食パック販売など)は、通常の表示の他にプライ斯拉ベルに**生食用**と表示します。また、②の**と畜場および加熱殺菌の加工場の名称と県名**を併せて表示します。

○さらに、下記③の注意喚起の表示をします。

①「生食用」の表示

名称	生食用牛肉
原材料名	牛肉(九州産)
内容量	40g
賞味期限	2019.11.15
保存方法	保存温度-15℃以下
加工者	(株)赤坂食肉センター 東京都港区赤坂0-00-00
と畜場	(株)食肉センター(福岡県)
加工施設	(株)食肉センター(東京都)
本製品は生食用です。 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあります。 子供、高齢者、抵抗力の弱い方は生食を控えて下さい。	
個体識別番号	1234567895

③注意喚起の表示

※①・②・③を一括表示することを基本としますが、ラベル表示の字数の関係など無理な場合は、別のラベルで表示することも可能です。

②と畜場および加熱加工場の名称と都道府県名を表示

*個体識別番号表示は義務ではありませんが、可能であれば表示することが望まれます。

店内加工・対面販売の食肉の表示

○通常のプライスカード・置札等に「生食用」と表示します。

○このほかに下記の注意喚起を店内の見やすい場所に表示します。



○一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあります。子供、高齢者、抵抗力の弱い方は、生食を控えて下さい。

Check! ●食肉公正競争規約第3条第4項▶(P100)、第6条▶(P102)／同施行規則第12条▶(P103) ●食品表示基準別表第19▶(P146)、別表第24▶(P161) ●生食用食肉の衛生基準▶(P211) ●生食用食肉等の安全性確保について▶(P213)